

主要農作物種子法の廃止!!



大切に守り育てた稲・小麦・大豆の種子がなくなる?

栃木の風土に合った種を守る県条例を制定しましょう!!!

主催: 「種子の会とちぎ」

2017年通常国会で主要農作物種子法の廃止が可決成立し2018年4月1日より、法的な裏付けがないまま、辛うじて各県の種子の供給事業は継続しています。この不安定な環境を解消しようと各県で県条例を制定する運動が巻き起こり、兵庫・埼玉・新潟・山形・北海道・富山・宮崎と官民一体の制定運動が実を結びつつあります。しかし最近の法改正は種子法だけでなく遺伝子組み換え食品の表示厳格化や農薬取締法の改定、グリホサートの残留基準の緩和など、多国籍種子・農薬企業による日本農業への全面的な攻勢が進みつつあります。このまま放置すれば子供たちの未来に大きな災禍をもたらす恐れがあります。栃木県議会を始め、超党派で立ち上げた「種子の会とちぎ」では、こうした事態にどう対処すべきか各県の条例制定運動の動きを参考に、県条例の制定をめざして署名運動を開始しました。県民のみなさまに、運動の意義をお伝えするためにシンポジウムを開催します。是非ご参加下さい。

会場 コンサーレ(財団法人栃木県青年会館)

2階 アイリス

〒320-0066 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号

日時 2月17日(日) 13:00~17:00

受付 13:00~13:30 上映『種子—みんなのもの?それとも企業の所有物?』

参加費 1,000円

主要農作物種子法廃止と県条例の制定運動

(13:35~17:00 進行 古谷慶一・斎藤一治)

開会あいさつ・来賓あいさつ

特別講演 種子法廃止の真相と対応策 — 県条例制定の意義 —
山田正彦(弁護士・元農水大臣)

報告1 北海道における種子条例制定運動とその成果について
久田徳二(北海道大学客員教授)

2 山形県における種子条例制定の経過とその内容について
志藤正一(庄内協同ファーム)

3 各県における種子条例制定の現状と今後の展開
日本の種を守る会事務局

4 「種子の会とちぎ」より 条例制定への提言
稲葉光國(種子の会とちぎ 共同代表)

(総合討論 県条例の制定と生産振興をめぐって)

コーディネータ 石崎幸寛・倉持まゆみ

16:30~17:00

閉会あいさつ(各党代表者のみなさまより)

(FAXでお申し込みの方は裏面を利用ください)



山田正彦氏略歴: 弁護士、元農林水産大臣、衆議院議員、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長、衆議院農林水産委員長・有機農業推進議員連盟会長など歴任。

遺伝子操作大豆が作付けされると交雑し「遺伝子組み換えでない」という表示が出来なくなる

遺伝子組み換え・編集大豆が栽培された場合、容易に交雑が起き国内産であっても遺伝子組み換えでないという表示が出来なくなる(表示制度が5%以下から不検出へ変更予定)

JAS有機は遺伝子組み換えによる農産物は認めない。日本での有機大豆の生産は不可能になる。



お問合せ・申込先 種子の会とちぎ 事務局

NPO 法人民間稲作研究所有機農業技術支援センター内

TEL&FAX 0285-37-7366/53-1133

携帯 09031063211 Email: saito@inasaku.org

主要農作物種子法の廃止と県条例制定運動公開シンポ参加申し込み

z 種子の会とちぎ事務局 NPO 法人民間稲作研究所有機農業技術支援センター内

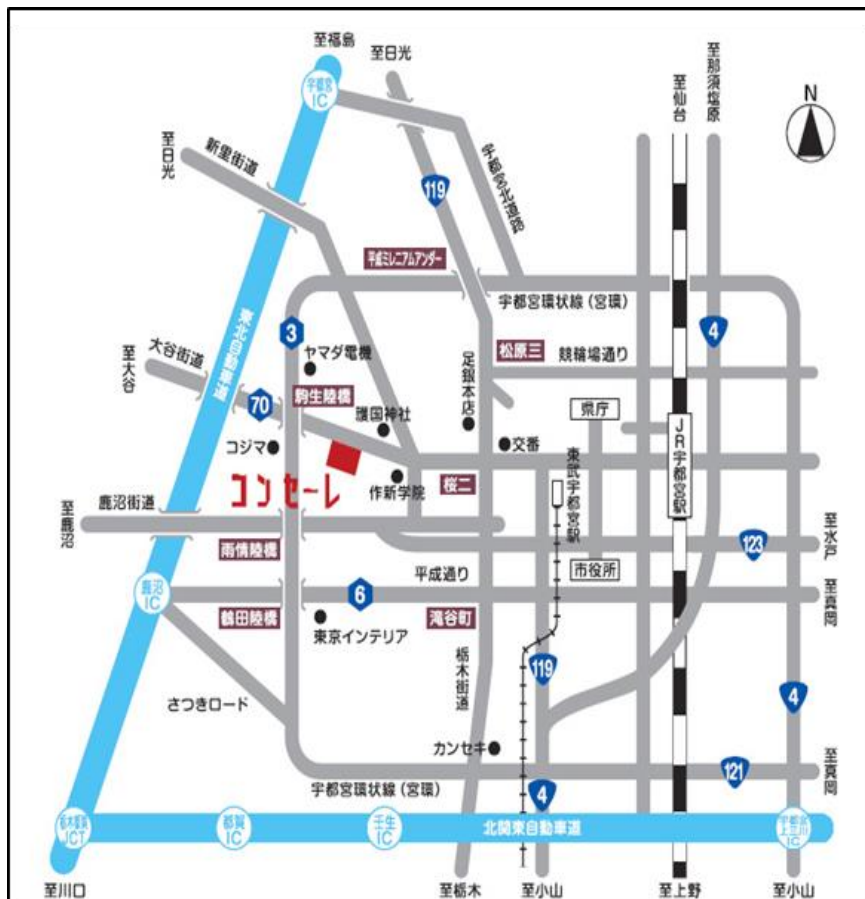
FAX 0285-37-7366



お名前		
ご住所	〒 -	
ご連絡先	電話	
	メール	
ご所属 (任意)		

会場案内図

コンセーレ 財団法人栃木県青年会館
〒320-0066 栃木県宇都宮市駒生1丁目1番6号



<交通のご案内>

■東北自動車道

- 東京方面からは鹿沼ICより9.5km
- 仙台方面からは宇都宮ICより9.0km

■JR宇都宮駅

- 関東バス[作新学院駒生]行き(⑥⑦番のりば)東中丸バス停下車(コンセーレ前)

■交通機関料金

- バス (JR宇都宮駅～東中丸) 200円
- タクシー (JR宇都宮駅より) 約1,700円